

第四部

第一回参議院司法委員會會議錄第四十五号

付託事件

○農業資産相続特例法案(内閣提出)

○経済警察官の臨検検査等に関する法律案(内閣提出)

○戸籍法を改正する法律案(内閣提出)

○民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

○副検事の任命資格の特例に関する法律案(内閣提出)

○長野縣赤穂町に簡易裁判所を設置することに關する陳情(第六百九号)

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○仙台高等裁判所支部を秋田市に設置することに關する請願(第五百九十七号)

○昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○青年補導法案(鬼丸義賢君提案)

○昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十二年十二月四日(木曜日)午前十時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

第四部 司法委員會會議錄第四十五号 昭和二十二年十二月四日【参議院】

○昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

○戸籍法を改正する法律案

○仙台高等裁判所支部を秋田市に設置することに關する請願(第五百九十七号)

○長野縣赤穂町に簡易裁判所を設置することに關する陳情(第六百九号)

○青年補導法案

○理事(鈴木安孝君) これより委員會を開会いたします。昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今議題となりました昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正案の要点は三つの点でございます。

即ち第一点でございますが、現行法の第七十二号第一條におきましては、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、新憲法によりますれば、法律を以て規定しなければならぬ事項をその内容としております。さような命令はこれを暫定的に昭和二十二年即ち本年の十二月末日まで法律と同一の効力を有するものと定めてお

るのであります。そこでこの規定は昭和二十年に出ました緊急勅令第五百四十二号、即ちポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基いて發せられた勅令、政令、省令というふうな、いわゆる我々がポツダム勅令或いはポツダム政令と云つておりますような、さような命令の効力にはこれは關係はないのであります。これは当然なことと考へるのでありますけれども、万一の誤解を避けますために、この際只今の現行法第一條に右の趣旨の一項を加へまして、これらのいわゆるポツダム命令は、明年一月以後におきましても、依然有效であることを明確ならしめんとするものであります。以上が第一点であります。

次は第二点であります。これは先程述べました現行法七十二号の第一條によりまして、新憲法によつて法律で決めなければならぬ事項を定めてあります命令は、本年末までに法律化の措置を執りません限り失効してしまふのであります。従いまして政府におきましては、それらの中の存続を要するものにつきましては、本年の夏以來これが法律化の準備に万般の努力を傾けて、すでに今期國會において成立したのものもあつたりし、或いは現に御審議を願つてゐるものも相当件数に上つてゐるのであります。尙種々の關係上甚だ遺憾ではありまするが、今期國會に提出の運びに至り兼ねるものもできて参つたのであります。よつてこれらの残余の命令につきまして

は、止むを得ざる措置といたしまして、ここにその件名をずつと列挙いたしまして、これらのものは昭和二十三年五月二日までの間暫定的に法律として扱ふことにいたしました。來年五月二日までは、本格的な法律の形にこれを整備して行こうというふうな考えを、本案第一條の二には、これを規定せんとするものであります。

最後に第三点でございます。現行法七十二号の第二條の規定は、他の法律の中で「勅令」とあるのは「政令」と読み替へるものと定めてあります。その趣旨は新憲法の施行後は「勅令」という國法の形式がなくなりまして、そのためにこれを「政令」と読み替へるだけの、極く單純な、機械的な法文上の調整に過ぎない條項であるのであります。この規定のために内閣その他行政機關に対して、日本國憲法が認めていない場合に、命令を發する権限を付與したものと解釈されるようなことがあつてはなりませんので、念のために第二條に一條項を加へまして、この趣旨を明らかにいたさんとするものであります。

以上が本法案の要旨でございます。よろしく御審議をお願いいたします。御座います。

尙序で正誤がございまして、恐らくまだお手許に印刷物として届いておらないのではないかと申上つて置きますが、原案の印刷物の第一條の二に誤

山掲げてある法令の中で、政府より賣拂代金の延納に關する件というのが、ありましたならば、それは後に正誤で削除いたすことに手続をいたすことになつておりますので、お消し置きを願ひたいと存じます。

尙第一條の二の沢山の命令の中の或るものについては、すでに法律化の手順を済ませて國會に御提出申上げておるものがあるものであります。念のため申上げますと、医薬部外品取締規則については医薬部外品等取締法案という形で別途併行して御提案申上げております。それから按摩師營業取締規則から医療類似行為をなすことを業とする者の取締に關する件までの五つの命令は按摩鍼灸柔道整復等營業法案という一本の法律案に纏めて最近御提案申上げてあります。それから飲食食物防衛、漂白劑取締規則から飲食食物營業取締規則に至る十一の命令はこれも食品衛生法という一本の法律案に纏めて別途御提案申上げておるのであります。その意味でこれらの事項は重複して御提案申上げておるわけでありまして、その趣旨は万一個の場合を成れまして、は両建ての構えを採つておるのであります。仮りに食品衛生法が間に合つて御審議になつて、これが成立すれば今申上げた十ばかりの規則も廃止されるというふうな扱ひをして、その間の調整を採つております。お含み置きの上で御審議をお願いいたします。

○理事(鈴木安孝君) これに対する質疑は後廻しにいたします。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案の政府の説明を求めます。

○政府委員(岡咲一君) 只今上程になりまして昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

裁判官の報酬につきましては裁判所法第五十一條において別に法律でこれを定めることをいたしておるのであります。前議会当時においては、経済事情が尙尙極まりない状態にありましたので、当時政府は官吏全体の給與改善を研究中でありましたので、取敢えず暫定的措置として、前議案に裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案を提出して協賛を得、その法律の附則第二項において、「この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失ふ」と規定した次第であります。ところがその後経済事情は依然安定しないばかりでなく、政府は目下一般の官吏の給與に関する法律案を立案中であり、この際檢察官の俸給のみについて直ちにその額を決定することが極めて困難な事情にあるのであります。かような次第で、一般の官吏の給與に関する法律案とは別個に、檢察官の特種な地位と職責にふさわしい俸給額を定めた檢察官の俸給等に関する法律案を本年十二月末までに國會に提出して御審議を願うことは、これ亦不可能な状態となつたのであります。

次に日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律及び日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律は、共に日本國憲法の施行に伴い民事訴訟法及び刑事訴訟法を憲法に適合せしめるために應急的措置を講じた法律であります。この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失ふ」と規定されておるのであります。従いまして政府においては引續いて民事訴訟法及び刑事訴訟法の本格的改正の準備を進めたのであります。諸般の状況から、今年十二月

三十一日までには民事訴訟法改正法律案及び刑事訴訟法改正法律案を國會に提出して御審議を願うことが不可能となつたのであります。かような次第でありますので、右述べました裁判官の報酬等に関する法律案、檢察官の俸給等に関する法律案、民事訴訟法改正法律案及び刑事訴訟法改正法律案は、これを來るべき第二國會に提出することとし、差当り右裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律外三件の應急措置法の効力を延長する緊急措置を講ずる必要があらうので、この法律案を提出した次第であります。

何卒慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(鈴木安孝君) 本案に対して御質疑はありますか。別に御質疑はないようであります。討論及び採決は後廻しにいたします。

○松村眞一郎君 百四十二條に「法務廳設置法施行まで」とあるが、法務廳設置というものは、今決算委員会で審議しておるのであります。司法委員と連合委員会で昨日までやつたのですが、これは私はその方で修正案を出して、これが法務廳というものを法務省として、どうなさいますか。「法務廳」とありますが、それが正誤してあるのだらうと思つておる。私はこれは「法務廳」と思ふ。法務廳設置というものがちよつと問題を起すと思ひます。

○政府委員(岡咲一君) お答えいたします。百四十二條の「法務廳」とありますのは、正誤表で確か「最高法務廳設置法」の「法務廳設置法」とあります。これは「最高法務廳設置法」と訂正してあると思ひます。それから今松村委員のお尋ねのことでございますが、最高法務廳設置法が一應施行されるであらうというのを予定いたしました。施行されなければ止むを得ませんが、施行されるまでの間は尙司法省が存続いたしました。司法大臣がおりますので、一應司法大臣と最高法務廳總裁を替へることに規定いたしましたわけでございます。

○松村眞一郎君 そうしますと、こういう解釈で進めばいいわけだと思ひます。法務廳設置法というのが変わつてしまつたら、最高法務廳總裁というものが残りますが、それがそういう場合には、ただ文字に拘泥しないで實質で解釈するといふのであればいい。そういう程度の融通をつけて進みますか。そういうことは余り細かく文字に捉われなくていいのじやないかと思ひます。結局法務廳總裁が最高法務廳總裁かといふだけのことで、そのぐらゐの程度の解釈で暫く忍んで通り得るのじやないかと思ひますので、いかがでございますか。

○政府委員(岡咲一君) その点は何か實際上の措置をいたしまして、適當な修正なり、その他の方法で訂正いたしましたことはできるのじやないかと思ひますので、一應この案で御審議願ひたいと思ひます。

○理事(鈴木安孝君) 速記を始めて、他に御質疑がございせんか。
○理事(鈴木安孝君) 御質疑がないようでありますから、これから討論に入ります。御意見のある方は賛否を明かにしてお述べを願ひます。
○理事(鈴木安孝君) 只今議題となりました戸籍法の改正に関する法律案中、左の点を修正したいと思ひます。
第五條第二項中「政令」とありますの「別」に法律に「改め」ます。第十條第一項中「正当な事由があるときは」とあるのを削りまして、同項の末尾に「但し、市町村長は、正当な理由がある場合に限り、本項の請求を拒むことができる。」とだけ加へます。それから「第百四十三條 第五條第二項の手数料の額は、昭和二十二年法律第三十四号財政法第三條の規定の適用があるまで、政令の定むることを妨げない。」以上の如く修正をいたしたいと思ひます。
○理事(鈴木安孝君) 私は鬼丸委員の修正意見に賛成する者であります。ちよつと確めて置きたいのは、第百四十三條となつておりますが、只今申されませんが、この第百四十三條というものは、この第百四十三條というものは、これは附加するのではなく、いでしょうか、それをお伺ひするのであります。

○理事(鈴木安孝君) 御意見がないようでありますから、討論を終結いたしました。戸籍法を改正する法律案の採

置するといふ請願をすることに決議 におけるので、よく事情は分つておるの

官の報酬に準ずるものとして、特に法律でこれを定めることとなつておるの... 本格的改正の準備を進めたのであり... 政府委員(岡崎一君) お答えいた... 「速記中止」... うでありますから、討論を終結いたし... まして、戸籍法を改正する法律案の採

決に入りませう。
先ず修正案について採決をいたしま... 鬼丸君の修正案に賛成の方の御起... 立を願います。
〔総員起立〕

○理事(鈴木安孝君) 起立者総員。よ... つて修正案は、全会一致を以て可決さ... れました。次にこの修正部分を除きま... した原案全体について採決をいたしま... す。修正部分を除きました全部につい... て賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕
○理事(鈴木安孝君) 起立者総員。仍... つて修正可決された部分を除く本案全... 部は原案通り可決になりました。
尚参議院規則第四百四條によりまし... て、本会議における委員長の日頭報告... の内容につきましては、予め多数意見... 者の承認を経なければならぬのであ... りますが、これは委員長において本委... 員会における質疑及び討論の要旨を報... 告することとしたし、もし御承認を願... うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 御異議ないと認... めます。
〔多数意見者署名〕
○理事(鈴木安孝君) 続いて昭和二十... 二年法律第六十五号(裁判官の報酬等... の應急的措置に関する法律)等の一... 部を改正する法律案の質疑に入りま... す。... 御質疑がないようであります... から討論に入ります。

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見はこ... さいませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

いよりですから、直ちに昭和二十二年... 法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急... 的措置に関する法律)等の一部を改正... する法律案の採決をいたします。原案... に御賛成の方の起立を願います。
〔総員起立〕
○理事(鈴木安孝君) 起立者総員。よ... つて本案は全会一致を以て原案通り可決... されました。尚参議院規則第四百四條... によりまして、本会議における委員長... の口頭報告の内容につきましては、予め... 多数意見者の承認を得なければならぬ... のでございますが、これは委員長に... において本委員会における質疑及び討論... の要旨を報告することにいたしまし... て、御承認を願うことに御異議ありま... せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 御異議がないと... 認めます。
〔多数意見者署名〕
○理事(鈴木安孝君) 次に請願第五百... 九十七号、仙台高等裁判所支部を秋田... 市に設置することに關する請願を議題... といたします。これは、私が紹介議員... になつていますが、便宜上専門調査員... の説明を煩はします。

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

あります。現在のような高等裁判... 所の設置状況の下にあつては、國民が... 憲法によつて保障された裁判所の裁判... を受ける権利を平等に行使することが... できないものと思われれる。そこで東北... 六縣は土地の廣さに比ばまして交通関... 係に恵まれず、高等裁判所はその東南... の端にある仙台市にありするがため... に、地方裁判所の裁判に不服のある者... も上訴に要する時間と費用の犠牲を拂... わなければならぬことを慮れまし... て、泣き寝入りになる状態であるので... あります。殊に秋田地方裁判所は、管... 内に簡易裁判所十ヶ所を持つておりま... して、内六ヶ所は支部が併置せられて... おります。取扱事件数におきまして... も、仙台高等裁判所管内で一番数が多... い状態でありますが、仙台高等裁判... 所との交通関係を見ますと、東北六... 縣中最も悪いのであつて、最近の距離... でありまして、横黒線及び陸羽東線を... 由すれば、いずれも二回というこ... とになり、仙山線を経由いたしますれ... ば一回の乗換をしなければならぬので... あつて、僅か一日の出延に少くとも二... 泊三日の日数を要するといふ現状であ... ります。そればかりでなく、地理的に... は東北に當る青森、秋田、山形三縣... の中間に位しておるのであります。か... ら、若し國の予算その他の關係で、仙... 台高等裁判所の支部は一ヶ所以上設置... が認められぬ。できないということ... であるならば、秋田市に設置するのが... 最も適当と思われるのであつて、秋田... 弁護士会としては、従来から控訴院設... 置を要望して来ておりますし、百二十... 万縣民の意思を休して本年の十一月三... 日には臨時總會を開いて、満場一致を... 以て仙台高等裁判所支部を秋田市に設

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

置するといふ請願をすることに決議... し、同時に全縣官民の代表者と共同の... 準備委員会を結成いたしました。これ... が目的達成に邁進することを申し合... せた次第でありまして、責任を持つて... 支那設置及びその運営に支障を生ぜし... めないよう官民協力をするこにな... づつておるというのであります。以上本... 請願の趣旨を申し上げます。
○政府委員(岡崎一君) 只今御紹介... になりました請願につきましてお答え... 申し上げます。政府といたしましては、... 今お述べになりました種々御不便の事... 情はよく承知いたしました。何分に... も最高裁判所支部の設置は最高裁判所... の権限に属してありますので、最高裁... 判所によく御趣旨を傳達いたしまし... て、何分の御考慮を願うようにいたし... たいと存じます。御了承願います。
○衆議院議長 政府委員の方のお話は... よく分りましたが、これは従来取扱つ... ていた態度から見ても、経験から見ても... こへ支部を設けることがよろしいと... 思われませんか、いかがですか。それ... によつて我々が態度を決める都合があり... ますから...
○政府委員(岡崎一君) 今お述べに... なりました御趣旨によりまして、一應... 秋田が適当ではないかと私は考えるの... でございますけれども、これは司法省... の各部門とも連絡いたしました。直... ちに... これは私一個の意見で、司法... 省全体の確定的意見はちよつと申し上げ... 兼ねるかと存じます。今お述べになり... ました請願の御趣旨をよく最高裁判所... にお傳へいたしまして、成るべく御希... 望に副うようにいたしたい、こう考え... ております。

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

におるので、よく事情は分つておるの... でありまして、若し東北に高等裁判所... の支部が設置されるならば、秋田が適... 当だと私共は考へておるのでありま... す。先日郡山に最高裁判所の支部を設... けることについての請願があつて、こ... こで採択いたしました。郡山より秋... 田が適当なのであります。二つでき... るならば結構であります。若し一つ... の場合においては、秋田が優先的に認... めらるべきものと私は考へておるの... であります。東北弁護士大会でも、秋... 田に支部を設置するのが適当だとい... うのであります。そういうわけでもあ... りまして、そういうわけでもあつたの... から、私は本請願は採択して内閣に送... 付すべきものと考へておるのでありま... す。
○理事(鈴木安孝君) 只今委員の御... 發言がありました。請願第五百九十... 七号は、廣君の御發言のように、議院... の會議に付し、且つこれを内閣に送付す... ることを要するものと決定いたした... と存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 御異議ないもの... と認めまして、さよう取計いたします。
陳第六百九号、長野縣赤穂町に簡易... 裁判所を設置することに關する陳情... これを議題といたします。専門調査員... の説明を煩わします。
○専門調査員(福田年君) 本陳情は、... 長野縣上伊那郡赤穂町に簡易裁判所を... 設置することに關する陳情でありまし... て、長野縣の上伊那郡赤穂町長宮沢要... 二郎からの陳情であります。この陳情... は、表題の通り、長野縣赤穂町に簡易... 裁判所を設置して欲しいという趣旨で... あります。その理由といたします

○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(鈴木安孝君) 他に御意見もな... せんか。

ところは、全國各警察署の所在地に簡易裁判所を設置すること、警察署の所在地たるこの赤穂町にも協力方を内示せられて来たので、廳舎方面事情の許す限り期待に副うこととして、簡易裁判所に指定せられる、簡易裁判所の所在地として指定を受けることを待つておつたのであります。いよ／＼発表になつて見ると、従来の区裁判所の所在地の外に、屋代と岡谷の二ヶ所だけに設置せられることになりまして、当赤穂町には指定がないことになつて非常に遺憾としてゐるところだ。で、この赤穂の警察署は上伊那郡の赤穂町外八ヶ村を管轄する廣い面積を持つておりました、その中央を電車が貫通しておるけれども、交通不便の地域が多い。赤穂町から伊那の簡易裁判所の所在地たる伊那町に至るまで、十二キロの距離がありまして、余り遠隔の地とは申されないのであるが、電車の時間が不正確でありまして、往復に数時間を要する。事件勃発の際に処理に遅延を來す虞れがあるから、この簡易裁判所を設置して欲しいというのであります。以上御説明申し上げます。

○政府委員(岡咲組一君) 只今御紹介になりました赤穂町に簡易裁判所設置方の諸願の御趣旨は、一應御尤もに存するのであります。本来簡易裁判所は直接社会の治安確保に任ずる第一線の裁判所でありまして、國民の利害に係る所が多いので、政府といたしましては、当初一警察署に對し一つの簡易裁判所を設ける方針でありましたが、予算の関係上、大体二つの警察署に對して一つの簡易裁判所を設置するということになしまして、これが具体

的設置の場所につきましては、各地の事情によりまして、必ずしも画一的に参りませんでしたが、それぞれ現地關係町の申出を斟酌しまして決定したのであります。赤穂町の場合につきましては、赤穂町は警察署が置かれるほどの地方的な有力な土地でありながら、簡易裁判所が遂に設置されません結果を見まして、同町に對して非常に御不便をお掛けしておることは十分にお察しておるところであります。政府といたしましては、最高裁判所とも協議いたしまして、財政その他事情の許す限り、成るべく御希望に副うよう努力いたしたいと存じますから、何卒御了承を願いたいと存じます。

○理事(鈴木安孝君) 本陳情について質疑がございせんか。
○齋藤雄君 どういふ意味で、今まで簡易裁判所として、この赤穂町は決定されないのか。又簡易裁判所の建物とか、そういう設備について、地方民はどういふ考えを持つておるか。それから陳情した人は、どういふ人であるかということをお分りであつたらここで御説明願いたいと思ひます。
○政府委員(岡咲組一君) 司法省といたしましては、地元から提出されたいろ／＼な調書を調べまして、又地元にも照会いたしまして、研究いたしましたところ、伊那町が適當であらうと、こういう判断を得ましたので、一應伊那町に簡易裁判所を設置いたしましたのであります。それから本請願は、司法省の方にも司法大臣に宛てまして請願が参つておりますが、それは伊那郡の赤穂町長宮澤要二郎という方からの請願書でございます。

○理事(鈴木安孝君) ちよつと速記を止めて下さい。
○理事(鈴木安孝君) 速記を始めて下さい。本件の陳情について採択をいたしますが、これは単に本委員会においてその趣旨を開き置くことに止め、別に議院の會議に付することを要しないものとするに御異議ございせんか。
○理事(鈴木安孝君) 御異議がないものと認めます。
次に鬼丸義齋君の發議にかかる青年補導法案を議題に供します。先ず發議者の提案理由の説明をお願いいたします。
○鬼丸義齋君 只今議題となりました青年補導法の提案理由を説明いたします。現下犯罪の激増は曾てその例を見ない程の状態でありまして、中でも青年の犯罪が非常に多いこと、及び初犯と累犯の割合が、戦前の三對七に比べて、戦後の七對三と逆轉をいたしておるのであります。民主日本の再興の上には大きな暗影を投じます問題でありまして、誠に遺憾に存じております。この問題の原因は種々ありましようが、一般的に申しまして、敗戦後の我が國が置かれておりまする、政治的、経済的乃至は社会的情勢、例へば國民道義の頹廢、政局の不安定、物價の暴騰、失業の瀰漫、飢饉一步前の國民生活等を挙げることができると考えます。殊に青年は、誤れる一部の指導者によつて惹起されました戦争により、その大部分が、好むと好まざるに拘わりませず、戦線へ、或いは軍需工場へと送ら

医薬部外品取締規則(昭和七年内務省令第二十五号)
 按摩術營業取締規則(明治四十四年内務省令第十号)
 鍼術、灸術營業取締規則(明治四十四年内務省令第十一号)
 柔道整復術營業取締規則(昭和二十一年厚生省令第四十七号)
 按壓術營業取締規則、鍼術、灸術營業取締規則及び柔道整復術營業取締規則の特例に關する件(昭和二十一年厚生省令第二十八号)
 医薬類似行爲をなすことを業とする者の取締に關する件(昭和二十二年厚生省令第十一号)
 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則(昭和三年内務省令第二十二号)
 有害性着色料取締規則(明治三十三年内務省令第十七号)
 人工甘味質取締規則(明治三十四年内務省令第三十号)
 牛乳營業取締規則(昭和八年内務省令第二十七号)
 食肉輸入取締規則(昭和二年内務省令第四号)
 医薬品等の封緘及び検査証明の取締に關する件(昭和十八年厚生省令第四十二号)
 清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年内務省令第三十号)
 氷雪營業取締規則(明治三十三年内務省令第三十七号)
 飲食物用器具取締規則(明治三十三年内務省令第五十号)
 メチルアルコール(木糖)取締規則(明治四十五年内務省令第八号)

飲食物營業取締規則(昭和二十二年厚生省令第十五号)
 鐵道共済組合令(明治四十年勅令第二百二十七号)
 專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)
 印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)
 通信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)
 営林局共済組合令(大正九年勅令第三百六号)
 警察共済組合令(大正九年勅令第四百四号)
 造幣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)
 生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一十号)
 刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)
 教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)
 政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)
 土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)
 北海道廳管林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)
 船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)
 船舶安全法施行規則(昭和九年通信省令第四号)
 船艦札規則(明治四十年通信省令第二十四号)
 前項に掲げる法令の効力は、暫定的のものとし、昭和二十三年五月二日までに必要な改廃の措置をとらなければならない。

第二條に左の一項を加える。

前項の規定は、内閣その他行政機関に対し、日本國憲法が認めていない場合において命令を発する権限を付與したものと解釈されてはならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

同日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年補導法案(鬼丸義賢君發議) 青年補導法

第一章 總則

第一條 この法律は、罪を犯した青年に對して適切な補導を行い、これを正常な社会人として再生させることを目的とする。
第二條 この法律で青年とは、年齢十八年以上二十五未満の者をいふ。

第三條 青年について五年以下の懲役又は禁錮の刑に処することが相当と認められる場合において、その犯罪の原因、その者の性質、能力及、経歴等を考慮し刑を科することとが不適当と認めるときは、裁判所は、刑の言い渡しに代えて判決で、青年補導所(以下補導所といふ)に入所を命ずることができらる。

第四條 前條の場合において、判決前に調査のため必要と認めるときは、裁判所は、職権を以て又は檢察官の申立により、その者に対し九十日を超えない期間、仮に補導所に入所を命ずることができる。前項の場合において、補導所長は、前條に規定する判断をなすについて参考となる意見を裁判所に提出しなければならない。
第一項の処分は、事件を終局せしめる裁判の確定によつて、その効力を失ふものとする。
第五條 第三條の処分は、刑事訴訟法第四百三條又は同法第四百五十二條の規定の適用については、罰金よりも重く、禁錮よりも軽く、懲役又は禁錮の執行猶予の言い渡しとの間には軽重がないものとみなす。
第六條 刑法第二十二條乃至第二十四條及び同法第三十一條乃至第三十四條の規定は、第三條の処分にこれを準用する。但し、同法第三十二條の期間は、これを五年とする。
第七條 在所者が入所の期間中に禁錮以上の刑の執行を受けるに至つたときは、入所の期間は、その時を以て終了したものとみなす。
第八條 第三條又は第四條の処分を受けた者が逃走したときは、刑法第二編第六章の罪を以てこれを処断する。但し、在所者については、補導所長の請求を待つてこれを論ずる。
第九條 補導所は、第三條又は第四條の規定により入所を命ぜられた

者を收容する所とする。
第十條 補導所は、これを國立とし、主務大臣がこれを管理する。

第十一條 補導所に所長以下必要な職員を置く。
職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 補導所の運営に關する重要な事項を審議するため、補導所ごとに、青年補導所運営委員会(以下委員会といふ)を置く。
委員会は、委員五人でこれを組織する。

委員会の委員は、主務大臣がこれを命ずる。
第十三條 この法律で定めるもの外、委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十三條 補導及び処遇
第十四條 在所者の補導は、必要な教養を施し、勤勉で規律のある生活の下に主としてその適性に應じ九職業の補導を通じて、正常な社会人として再生させるようにこれを行わなければならない。

第十五條 在所者は、男子と女子とを各別に收容する。
第十六條 所長以下の職員は、常に在所者の心身の状況に注意し、これが保護のため必要な手段を講じなければならない。

第十七條 委員会は、少くとも三月に一回補導所を査察し、補導所の運営及び補導の状況を主務大臣に報告しなければならない。
第十八條 委員会は、補導所の運営及び補導に關し必要な事項について、所長に勧告しなければならない。

第十九條 補導所は、第三條又は第四條の規定により入所を命ぜられた

とらなければならない。

察官の申立により、その者に対し

條の規定により入所を命ぜられた

第十九條 在所者は、所定の作業に従事しなければならない。
在所者には、その従事する作業につき給與金を支給することができ

第二十条 所長は、在所者に対し、命令の定めるところにより、面会、通信、金品の授受又は圖書の閲覧について必要な制限を加えることができる。

第二十一条 所長は、在所者の所持する金品を領置し又は保護者若しくは適當なる者にその保管を委託することができる。

所長又はその委託を受けた者は、善良なる管理者の注意を以て前項の金品を保管しなければならない。

第二十二条 所長は、委員会の議を経て、成績の優良な在所者に対し、賞遇を與えることができる。その種類及び方法は、命令でこれを定める。

第二十三条 所長は、紀律に違反した在所者に対し、委員会の議を経て、懲戒を行うことができる。

前項の懲戒は、左の各号に掲げる方法以外の方法によることできない。

一 訓戒を加えること。
二 一定期間賞遇の授與を減じ又は停止すること。

三 一定期間独居して謹慎させること。但し、その期間は、三十日を超えない。

第二十四条 所長は、委員会の議を経て、在所者に対し、條件を指定して仮に退所を許すことができる。

前項の規定により仮に退所した者は、司法保護委員の観察に付することができる。

第二十五条 仮退所者が指定の條件に違反したときは、所長は、委員会の議を経て、その仮退所を取り消すことができる。

前項の規定により仮退所を取り消したときは、仮退所中の期間は、これを入所の期間に算入しない。

第二十六条 在所者又は仮退所者が逃走したときは、補導所の職員は、何時でもこれを連れもどすことができる。

前項の場合において必要があると認めるときは、所長は、裁判所に逮捕状を求めることができる。

第二十七条 この法律で定めるものの外、在所者の処遇その他について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八条 所長は、委員会の議を経て、主務大臣の認可を受けて、在所者の処遇に関する細則を定めなければならない。

附則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、遅くとも昭和二十三年十二月三十一日までに施行しなければならない。

十二月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急措置に関する法律）等の一部を改正する法律案（第六十三号）

昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急措置に関する法律）等の一部を改正する法律案

左に掲げる法律の附則中「昭和二十三年一月一日」を「昭和二十三年三月十五日」に改める。

昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急措置に関する法律）

昭和二十二年法律第六十六号（檢察官の俸給等の應急措置に関する法律）

昭和二十二年法律第七十五号（日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律）

昭和二十三年法律第七十六号（日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律）

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和三十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局